

# 後期高齢者医療 新担当者システム研修資料

## 保険料の概要について

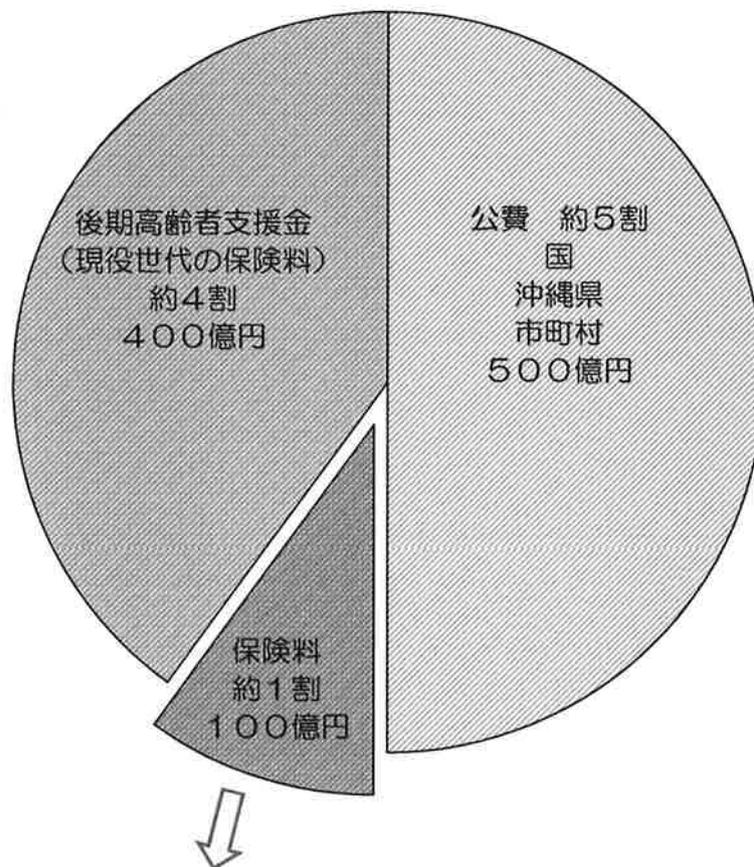
管理課 保険料グループ

## 保険料について

沖縄県後期高齢者医療広域連合の予算は年間約1,000億円で内訳は、公費（約5割）500億円、後期高齢者支援金（約4割）400億円、保険料（約1割）として100億円となっています。

保険料の内訳としては、被保険者に負担していただく保険料として70億円、保険料軽減分で市町村に負担していただく保険料として30億円となっています。

### 財政のしくみ（予算1,000億円）



#### ※保険料内訳

被保険者からの保険料⇒70億円

保険料軽減分(市町村繰入)⇒30億円

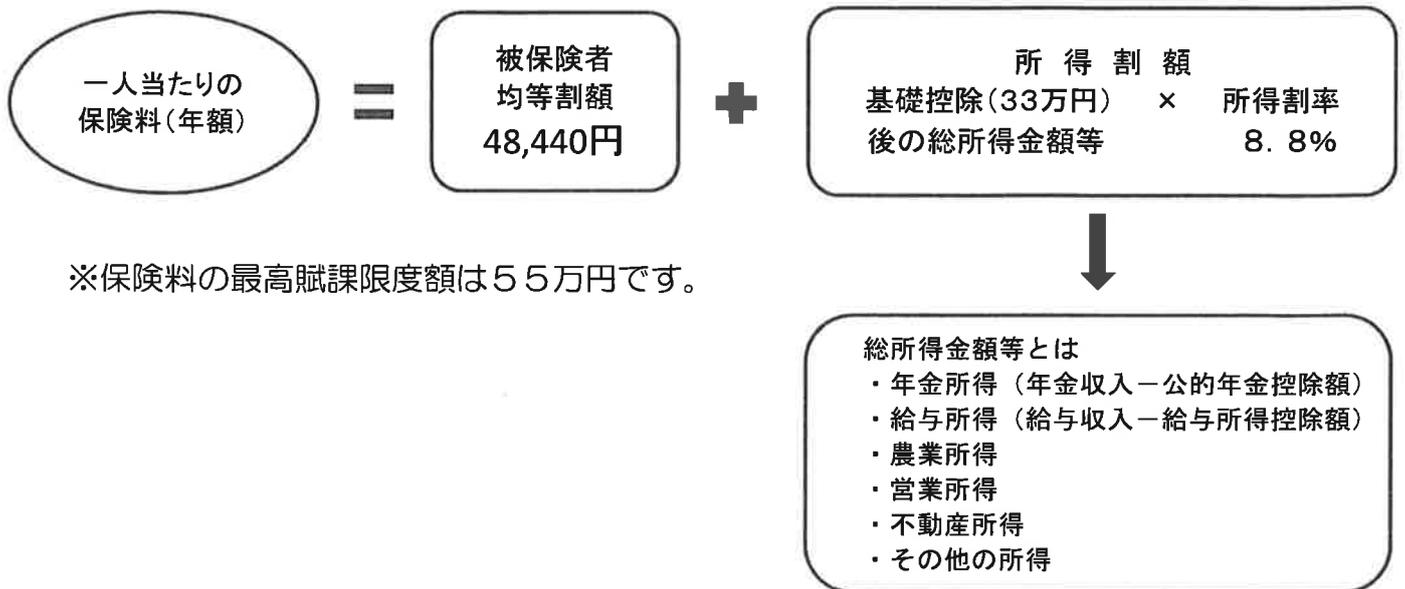
沖縄県の被保険者一人当たりの医療給付費は約100万円で、上図の内訳から見ると9割の90万円は公費及び支援金で賄われ、1割の10万円を被保険者からの保険料（7万円）と市町村繰入（3万円）で賄っています。

平成24年度の沖縄県の被保険者一人当たりの平均保険料は約5万7千円になっており差額分の1万3千円についても、公費で賄われています。（臨時特例交付金等）

実質、被保険者が負担する医療費は全体の約0.6割になります。

## 保険料の決まり方

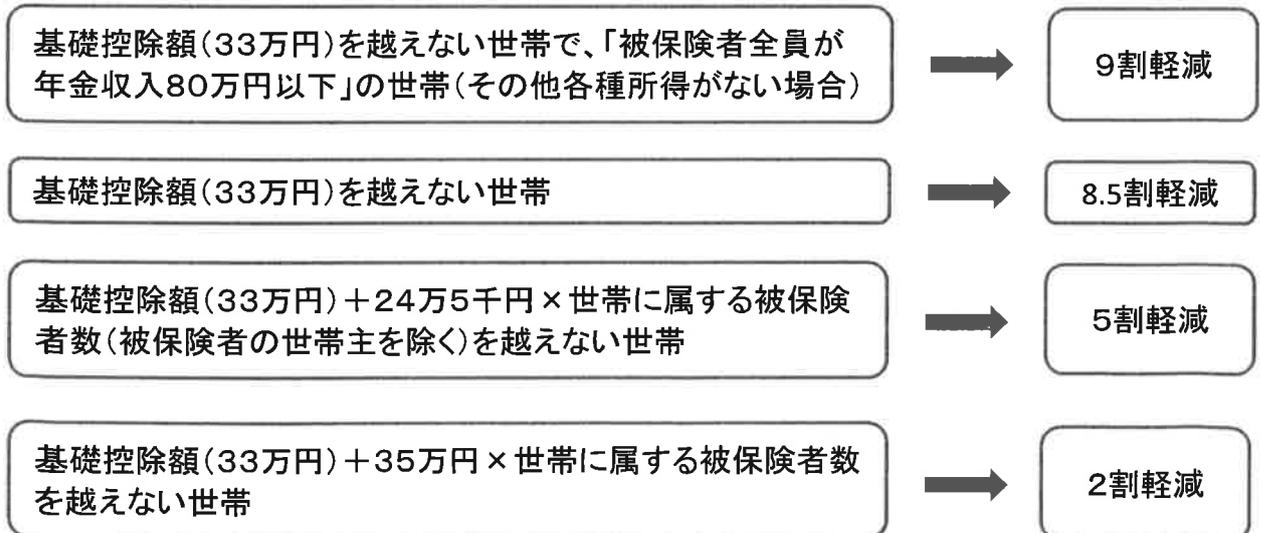
保険料は、被保険者が均等に負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となります。



## 保険料の軽減

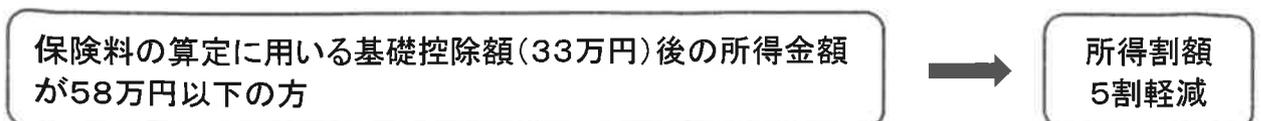
### ①均等割額の軽減

被保険者の属する世帯(世帯主及び被保険者)の総所得金額が

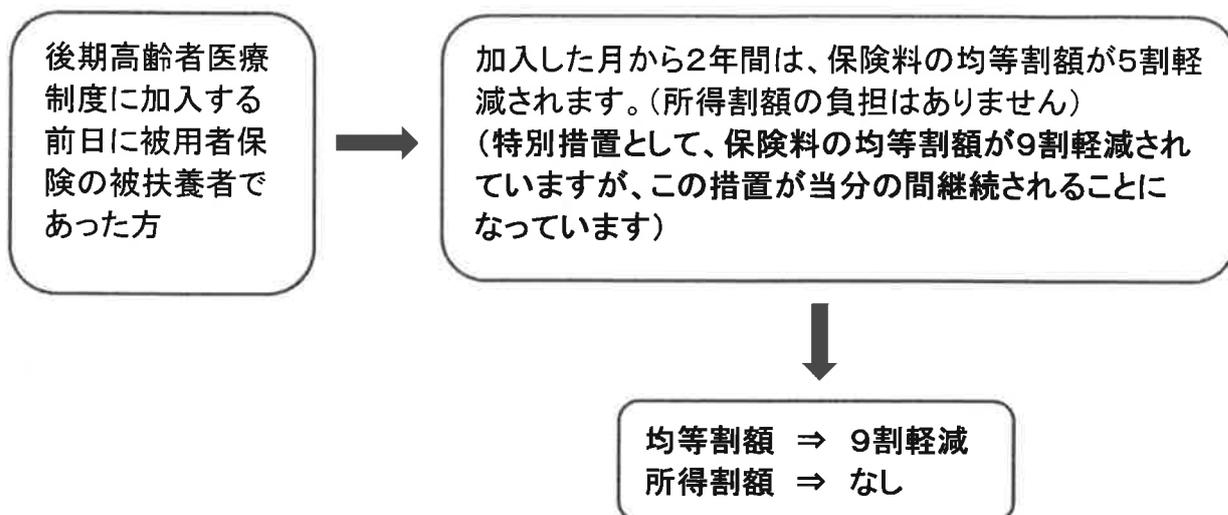


※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。

### ②所得割額の軽減



### ③被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減



### 保険料の計算例

※保険料の賦課のもととなる所得は、旧ただし書所得です。旧ただし書所得とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）

- ・軽減判定所得＝公的年金収入額－公的年金控除額－150,000円
- ・旧ただし書所得＝公的年金収入額－公的年金控除額－330,000円

#### ○後期高齢者の単身世帯（収入が年金のみの場合）

公的年金収入額		各所得等	金額	軽減割合	保険料
80万円	均等割額	軽減判定所得	0円	9割	4,844円
	所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
120万円	均等割額	軽減判定所得	0円	8.5割	7,266円
	所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
153万円	均等割額	軽減判定所得	180,000円	8.5割	7,266円
	所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
168万円	均等割額	軽減判定所得	330,000円	8.5割	7,266円
	所得割額	旧ただし書所得	150,000円	5割	6,600円
180万円	均等割額	軽減判定所得	450,000円	2割	38,752円
	所得割額	旧ただし書所得	270,000円	5割	11,880円
203万円	均等割額	軽減判定所得	680,000円	2割	38,752円
	所得割額	旧ただし書所得	500,000円	5割	22,000円
211万円	均等割額	軽減判定所得	760,000円	—	48,440円
	所得割額	旧ただし書所得	580,000円	5割	25,520円
250万円	均等割額	軽減判定所得	1,150,000円	—	48,440円
	所得割額	旧ただし書所得	970,000円	—	85,360円

○後期高齢者の夫婦二人世帯（収入が年金のみの場合）

		公的年金収入額		各所得等	金額	軽減割合	保険料
1	夫	80万円	均等割額	軽減判定所得	0円	9割	4,844円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	0円	9割	4,844円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
2	夫	120万円	均等割額	軽減判定所得	0円	8.5割	7,266円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	0円	8.5割	7,266円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
3	夫	153万円	均等割額	軽減判定所得	180,000円	8.5割	7,266円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	180,000円	8.5割	7,266円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
4	夫	168万円	均等割額	軽減判定所得	330,000円	8.5割	7,266円
			所得割額	旧ただし書所得	150,000円	5割	6,600円
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	330,000円	8.5割	7,266円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
5	夫	180万円	均等割額	軽減判定所得	450,000円	5割	24,220円
			所得割額	旧ただし書所得	270,000円	5割	11,880円
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	450,000円	5割	24,220円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
6	夫	192.5万円	均等割額	軽減判定所得	575,000円	5割	24,220円
			所得割額	旧ただし書所得	395,000円	5割	17,380円
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	575,000円	5割	24,220円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
7	夫	211万円	均等割額	軽減判定所得	760,000円	2割	38,752円
			所得割額	旧ただし書所得	580,000円	5割	25,520円
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	760,000円	2割	38,752円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
8	夫	238万円	均等割額	軽減判定所得	1,030,000円	2割	38,752円
			所得割額	旧ただし書所得	850,000円	—	74,800円
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	1,030,000円	2割	38,752円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円
9	夫	250万円	均等割額	軽減判定所得	1,150,000円	—	48,440円
			所得割額	旧ただし書所得	970,000円	—	85,360円
	妻	80万円	均等割額	軽減判定所得	1,150,000円	—	48,440円
			所得割額	旧ただし書所得	0円	—	0円

※妻の軽減判定所得は世帯（世帯主及び被保険者）の所得を見るため、夫と同額の軽減判定所得になる。